

正しい分別をしましょう

ごみの分別方法は、「家庭ごみ収集計画表」、「ごみ分別早見表(平成31年4月の保存版)」のとおりですが、3つの要点をまとめましたので正しい分別へのご協力をお願いします。

可燃ごみ中に多くのプラ容器や資源物となる紙類が混入していると回収されません。

1. プラ容器



プラマークが目印です。マークのないものでも該当するものがあります。

- ・レジ袋 ・ペットボトルのキャップ ・発泡スチロール 等

【プラ容器の分別について】

- ・発泡スチロール…大きなものは割ってください。
- ・シャンプーのボトル等、チューブ類…ハサミで半分に切って洗ってください。
- ・お惣菜のトレイ…よく水洗いして出してください(汚れていると回収できません)。

二重袋は、ルール違反です。リサイクルの支障となるので、必ず一重にしてください。

2. 資源物となる雑紙

可燃ごみの重量の内、約2割はリサイクル可能な紙類です。資源物の雑紙も分別してください。
ヒモで縛れない雑紙は、手さげ部分が紙の紙袋や古封筒等に入れてヒモで縛って出してください。

- ・お菓子や食品の箱
- ・郵送で届くチラシ
- ・ティッシュの箱
- ・タバコの箱
- ・はがき
- ・封筒
- ・コピー用紙
- ・トイレットペーパーやラップの芯
- ・領収書(感熱紙以外)



3. 不燃ごみ

4つの袋に分けてください。袋を分けないと回収できません。

① 蛍光灯、水銀体温計

② スプレー缶
カセットガス缶

③ 小型家電
(大きさ60cm以下)

④ その他の不燃



※缶類は、穴を開けてガスを抜いてください。

※ガラス、金属類、陶器類、飲料以外のビン・缶、飲料ビンの金属ふた等